

受益証券発行信託受益権の 株式等振替制度対応に関する説明会

平成22年3月



株式会社 証券保管振替機構
Japan Securities Depository Center, Inc.

(目次)

1. 受益証券発行信託の受益権の商品概要について
2. 受益証券発行信託の受益権に係る株式等振替制度について
3. 受益証券発行信託の受益権の株式等振替制度移行に係るシステム
対応等について

1. 受益証券発行信託の受益権の商品概要について

受益証券発行信託の受益証券に係る上場制度について

～ JDR (日本型預託証券) 及び商品現物型ETFの上場制度～

平成22年3月

株式会社東京証券取引所
上場部 上場推進室 商品企画担当

1. 上場制度の整備の経緯

【JDR (Japanese Depositary Receipt (日本型預託証券))】

- 平成19年9月30日に、新信託法(平成18年法律第108号)が施行され、受益証券を発行する信託が認められることとなった。
- 上場有価証券の多様化を図る観点から、平成19年11月1日に外国株式及び外国ETF¹を信託財産とする信託の受益証券(JDR)^{2,3}に係る上場制度の整備を実施した。

【商品現物型ETF】

- 平成19年12月18日に、金融審議会金融分科会第一部会から公表された報告書のなかで、ETFの多様化を図る観点から、受益証券発行信託を活用することにより、柔軟な商品設計に基づくETFを組成することが可能であるため、必要な投資者保護の枠組みの下、取引所において上場規則の整備等が図られることを期待する旨の報告があった。
- 平成20年3月7日には金や銀等の商品現物を信託財産とする信託の受益証券⁴に係る上場制度の整備を行った。

1:現在、当取引所の上場制度において、JDRの対象となる有価証券は、「外国株式」、「外国ETF」及び「外国商品現物型ETF」のみである。

2:金融商品取引法(昭和23年法律第25号)では、JDRのことを「有価証券信託受益証券」と定義している(施行令第2条の3、開示府令第1条の2、特定有価証券開示府令第1条の2)。

3:JDRについて、「日本型預託証券」や「日本版預託証券」といった邦訳が使われることがあるが、金融商品取引法では、JDRは、同法第2条第1項第20号に規定するいわゆる「預託証券」には該当せず、同項第14号に規定する「受益証券」に該当する。JDRの邦訳を「預託証券」としているのは、JDRについて、欧米の証券市場で発行されている「預託証券」の機能を模した制度とすることを目指したことによるためである。

4:「有価証券」以外のものを信託財産とする信託の受益証券については、一般に「JDR」という呼称は使用しない。

2. 上場対象となる受益証券発行信託の受益証券

当取引所が上場対象とする受益証券発行信託の受益証券は、主に以下の3種類である。

外国株信託受益証券(有価証券上場規程第2条第10号)

金融商品取引法施行令第2条の3第3号に規定する有価証券信託受益証券のうち、受託有価証券が外国株券であるものをいう。 [外国株券を信託財産とするJDR](#)

外国ETF信託受益証券(有価証券上場規程第1001条第6号)

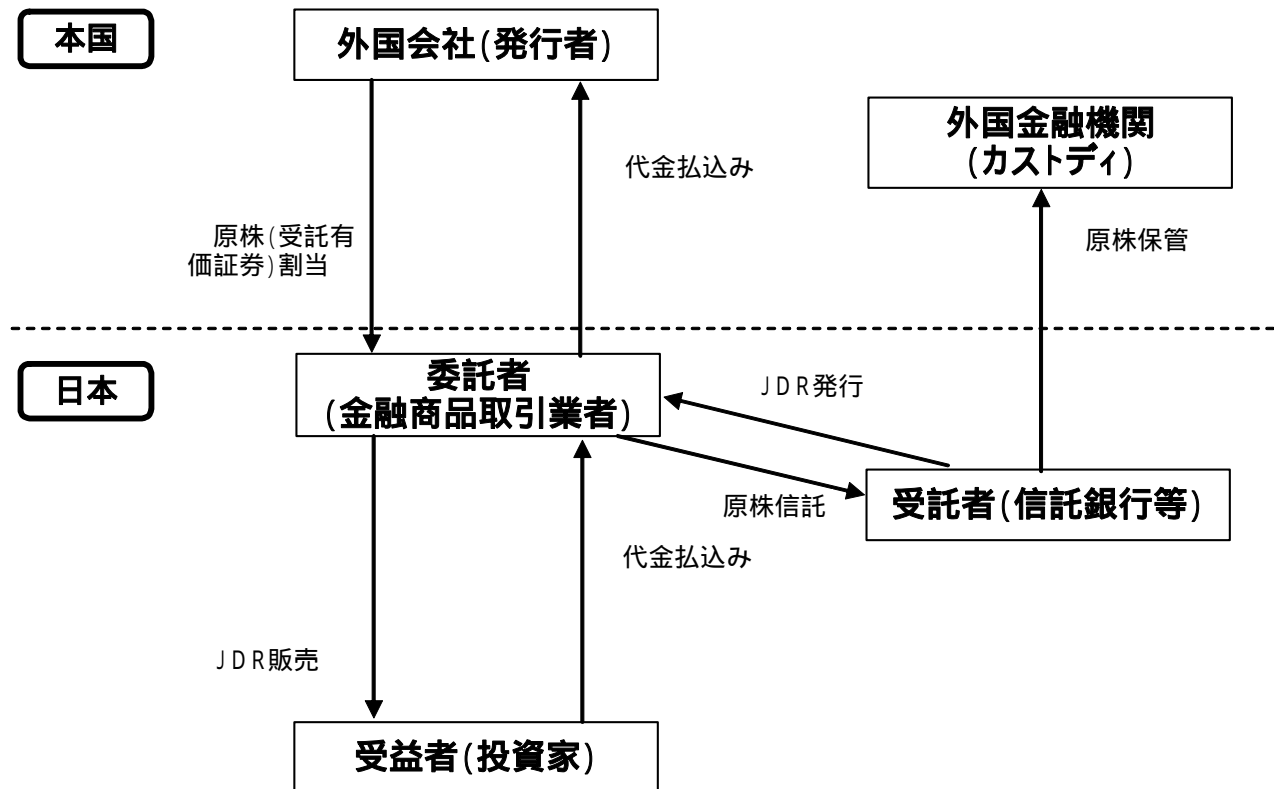
金融商品取引法施行令第2条の3第3号に規定する有価証券信託受益証券のうち、受託有価証券が外国ETFであるものをいう。 [外国ETFを信託財産とするJDR](#)

内国商品現物型ETF(有価証券上場規程第1001条第31号)

金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託の受益証券であって、特定の商品の価格に連動することを目的として、主として当該特定の商品とその信託財産とするもの(当該受益証券に係る受益権の口数に応じて受益者が均等の権利を有するものに限る。)をいう。 [金や銀等の商品を信託財産とする国内組成のETF\(信託法に基づくもの\)](#)

3. JDRの仕組み

発行のスキーム(例)



いわゆる「預託証券」は、欧米の証券市場において発達してきたものであり、米国で発行されるものは、ADR (American Depositary Receipt) と呼ばれ、米国外(主として欧州)で発行されるものはGDR (Global Depositary Receipt) と呼ばれ、それぞれの地域で活発に取引がされている。

ADRやGDRといった欧米の預託証券は、例えば、本国における外国資本規制など様々な理由から、株式そのものを他国に持ち出すことができない外国の会社が、欧米の証券市場で資金調達を行う際に利用されている。

JDRは、このような外国の会社について、日本の証券市場を通じた資金調達が可能になるとともに、日本の投資者に対して、より幅広い投資対象を提供することを目的として導入された有価証券である。

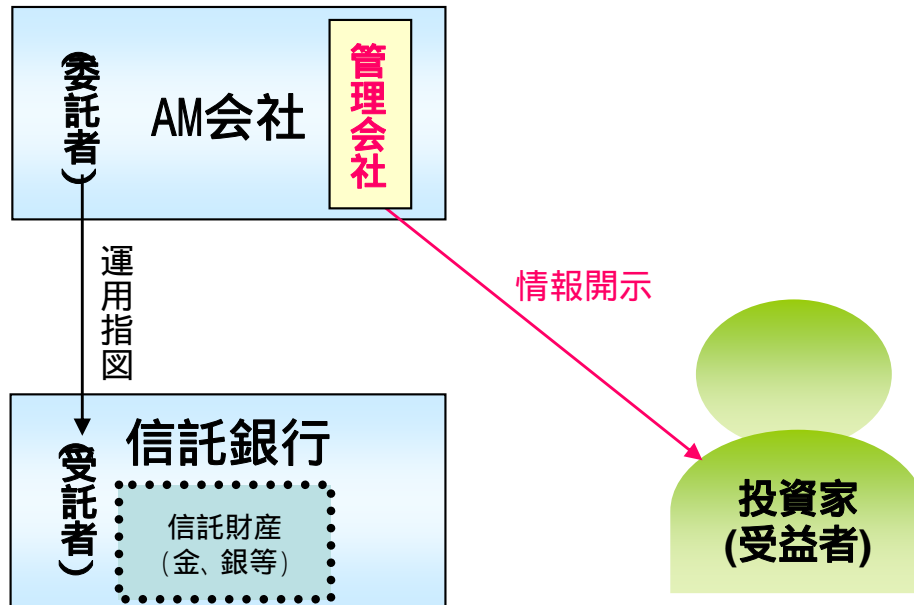
上記は、JDRの発行に関する基本的な仕組みを記したものであり、上記の仕組みのみに限定されているわけではありません。

上記の順番 ~ は、スキームを理解するために付したものであり、実際の資金等の流れとは異なります。

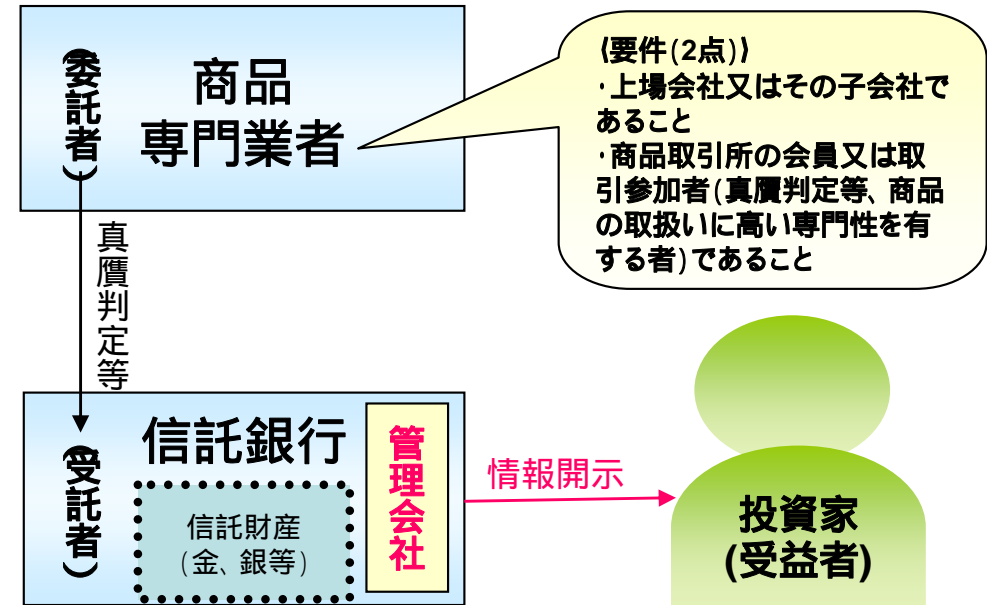
原株の配当等の諸権利は、各JDRの信託契約の規定に従って処理されます(受託者が本国のカストディを通じて配当等を受領し、JDRの受益者あてに収益分配金として支払う等。)

4. 内国商品現物型ETFの仕組み

スキーム1



スキーム2 (平成22年3月~)



	スキーム1	スキーム2
委託者の業務	AM会社が信託の委託者として商品の管理又は処分を指図。	資産運用の指図は不要だが、代わりに商品(貴金属等)の真贋判定等が必要となる。 商品の取扱いについて高い専門性を有する業者を委託者とする。
管理会社の業務	AM会社が管理会社として情報を開示。 金融商品取引法上、発行開示及び継続開示において、委託者が「発行者」に該当する。社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号)における発行者は、受託者となる。	商品の管理又は処分。 信託銀行が管理会社として情報を開示。 金融商品取引法上、発行開示において、委託者及び受託者が「発行者」に該当する。ただし、継続開示では、受託者のみが「発行者」に該当する。社債、株式等の振替に関する法律における「発行者」は、受託者のみとなる。

関連法令 (有価証券の性質に関する法令)

金融商品取引法(昭和23年法律第25号)

(定義)

第二条第一項 この法律において「有価証券」とは、次に掲げるものをいう。

一 ～ 十三 略

十四 信託法(平成十八年法律第百八号)に規定する受益証券発行信託の受益証券 注: JDR、内国商品現物型ETFは当該有価証券に該当する。

十五 ～ 十九 略

二十 前各号に掲げる証券又は証書の預託を受けた者が当該証券又は証書の発行された国以外の国において発行する証券又は証書で、当該預託を受けた証券又は証書に係る権利を表示するもの 注: ADR、GDRは当該有価証券に該当する。

二十一 略

信託法(平成18年法律第108号)

第百八十五条 信託行為においては、この章の定めるところにより、一又は二以上の受益権を表示する証券(以下「受益証券」という。)を発行する旨を定めることができる。

2 前項の規定は、当該信託行為において特定の内容の受益権については受益証券を発行しない旨を定めることを妨げない。

3 第一項の定めのある信託(以下「受益証券発行信託」という。)においては、信託の変更によって前二項の定めを変更することはできない。

4 第一項の定めのない信託においては、信託の変更によって同項又は第二項の定めを設けることはできない。

金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号)

(組織再編成対象会社が発行者である有価証券の範囲)

第二条の三 法第二条の二第四項第一号及び第四条第一項第二号イに規定する政令で定める有価証券は、次に掲げるものとする。

一・二 略

三 有価証券信託受益証券(法第二条第一項第十四号に掲げる有価証券のうち同項各号に掲げる有価証券を信託財産とするものであつて、当該信託財産である有価証券(以下「受託有価証券」という。)に係る権利の内容が当該信託の受益権の内容に含まれる旨その他内閣府令で定める事項が当該信託に係る信託行為において定められているものをいう。以下同じ。)のうち、受託有価証券が株券又は前二号に掲げる有価証券であるもの

注: JDRは当該有価証券に該当する。

四 略

関連法令 (有価証券の「発行者」の定義に関する法令)

金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令(平成5年大蔵省令第14号)

(権利の発行)

第十四条 略

2 法第二条第五項に規定する有価証券を発行し、又は発行しようとする内閣府令で定める者は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

一 略

二 受益証券発行信託の受益証券(次号に掲げるものを除く。)及び法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち受益証券発行信託の受益証券の性質を有するもの 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める者

イ 委託者又は委託者から指図の権限の委託を受けた者(信託業法施行令(平成十六年政令第四百二十七号)第二条各号に掲げる者以外の者である場合に限る。第三項第一号イにおいて同じ。)のみの指図により信託財産の管理又は処分が行われる場合 当該有価証券に係る信託の委託者

[注:4ページのスキーム1に該当するETF](#)

ロ イに掲げる場合以外の場合(当該有価証券に係る信託行為の効力が生ずるときにおける受益者が委託者であるものであって、金銭を信託財産とする場合に限る。) 当該有価証券に係る信託の受託者

ハ イ及びロに掲げる場合以外の場合 当該有価証券に係る信託の委託者及び受託者

[注:4ページのスキーム2に該当するETF](#)

三 有価証券信託受益証券 当該有価証券に係る受託有価証券を発行し、又は発行しようとする者

[注:金融商品取引法上におけるJDRの発行者は、信託される有価証券を発行する外国会社や外国ETF等の発行者となる。社債、株式等の振替に関する法律\(平成13年法律第75号\)におけるJDRの発行者は、受益証券を発行する者\(受託者\)となる。](#)

四・五 略

3・4 略

特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令(平成5年大蔵省令第22号)

(有価証券報告書の提出が免除される者)

第二十二條の二 法第二十四條第五項において準用する同條第一項本文及び第三項に規定する内閣府令で定める有価証券は、次の各号に掲げる有価証券とし、同條第五項において準用する同條第一項本文及び第三項に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる有価証券の区分に応じ当該各号に定める者とする。

一 略

二 信託受益証券及び信託受益権 信託行為の効力が生ずるときにおける委託者

企業内容等の開示に関する内閣府令(昭和48年大蔵省令第5号) [外国株式を信託財産とするJDRに関する府令](#)

(有価証券信託受益証券)

第一条の二 令第二条の三第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 当該有価証券信託受益証券に係る信託財産に受託有価証券及び当該受託有価証券に係る受取配当金、利息その他の給付金以外の財産が含まれないこと。
- 二 当該有価証券信託受益証券に係る受託有価証券が同一種類の有価証券(有価証券の発行者が同一で、定義府令第十二条第一項各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める事項が同一である有価証券をいい、次に掲げるすべての要件を満たすものを除く。)であること。
 - イ 受託有価証券の発行者に適用される法令若しくは当該発行者の定款若しくは寄附行為その他これらに準ずるもの又は当該発行者の決定により受託者が受託有価証券の所有者として当該発行者が発行する有価証券の割当てを受ける権利の対象となる有価証券(口において「割当有価証券」という。)であること。
 - ロ 受益者による受託者に対する割当有価証券の引受けの申込みの指図に基づき、当該受益者のために当該受託者が信託財産として所有する有価証券であること。
- 三 各受益権の内容が、各受託有価証券に係る権利の内容に応じて均等であること。
- 四 受益権の内容に含まれる受託有価証券に係る権利の行使手続及び当該受託有価証券の発行者による当該受託有価証券に係る通知、報告その他書類の送付に関する手続の受託者に対する通知方法が規定されていること。
- 五 受託有価証券に係る権利の内容と異なる内容の受益権が発行されないこと。

特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令(平成5年大蔵省令第22号) [外国投資信託を信託財産とするJDRに関する府令](#)

(有価証券信託受益証券)

第一条の二 令第二条の三第三号に規定する内閣府令で定める事項は、特定有価証券信託受益証券にあつては、次に掲げる事項とする。

- 一 当該特定有価証券信託受益証券に係る信託財産に受託有価証券(令第二条の三第三号に規定する受託有価証券をいう。以下同じ。)である特定有価証券及び当該特定有価証券に係る受取配当金、利息その他の給付金以外の財産が含まれないこと。
- 二 当該特定有価証券信託受益証券に係る受託有価証券が同一種類の特定有価証券(特定有価証券の発行者が同一で、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令(平成五年大蔵省令第十四号。以下「定義府令」という。)第十二条第一項各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める事項が同一である特定有価証券をいい、次に掲げるすべての要件を満たすものを除く。)であること。
 - イ 受託有価証券の発行者に適用される法令若しくは当該発行者の定款、約款若しくは規約又は信託契約書若しくは組合契約書又はこれらに準ずる書類又は当該発行者の決定により受託者が受託有価証券の所有者として当該発行者が発行する有価証券の割当てを受ける権利の対象となる有価証券(口において「割当有価証券」という。)であること。
 - ロ 受益者による受託者に対する割当有価証券の引受けの申込みの指図に基づき、当該受益者のために当該受託者が信託財産として所有する有価証券であること。
- 三 各受益権の内容が、各受託有価証券に係る権利の内容に応じて均等であること。
- 四 受益権の内容に含まれる受託有価証券に係る権利の行使手続及び当該受託有価証券の発行者による当該受託有価証券に係る通知、報告その他書類の送付に関する手続の受託者に対する通知方法が規定されていること。
- 五 受託有価証券に係る権利の内容と異なる内容の受益権が発行されないこと。

注:特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第一条の二は、信託財産が外国投資信託(外国ETFを含む)となる場合の府令である。内国商品現物型ETFについて、当該条文は適用されない。

本資料に関する注意事項

本資料は、作成時における「受益証券発行信託の受益証券(以下「JDR等」という。)」の制度概要の説明のみを目的としており、投資勧誘や特定の証券会社・信託銀行等との取引を推奨することを目的としているものではなく、また金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。

JDR等への投資は、その受託有価証券や信託財産を直接取得した場合と同様のリスクを取ることとなります。その結果、受託有価証券や信託財産の価格の変動、外国為替相場の変動、受託有価証券の発行者の倒産や財務状況等の悪化、その他の市場要因の影響等により、市場取引価格が値下がりし、それにより損失が生じることがあります。

本資料は、平成22年3月1日現在の内容です。その以後、制度の改正等により、本資料に掲載した内容が予告なく変更される場合があります。また、本資料に掲載されている情報の作成には万全を期していますが、当該情報の完全性を保証するものではありません。(株)東京証券取引所は、本資料及び本資料から得た情報を利用したことにより発生するいかなる費用又は損害等の一切について責任を負いません。

本資料のいかなる部分も一切の権利は(株)東京証券取引所に属しており、電子的または機械的な方法を問わず、いかなる目的であれ、無断で複製、または転載等はできません。また、本資料は、ETF等について平易に解説・記述しておりますが、全ての内容を網羅したものではありません。

株式会社東京証券取引所
上場部 上場推進室 商品企画担当
Tel 03-3666-0141(代)
E-Mail product_01@tse.or.jp

2. 受益証券発行信託の受益権に係る株式等振替制度について

受益証券発行信託の受益権に係る株式等振替制度要綱

平成 22 年 1 月 29 日
株式会社証券保管振替機構

1. 趣旨

信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 109 号。以下「信託法整備法」という。）により、社債、株式等の振替に関する法律（平成 13 年法律第 75 号。以下「振替法」という。）が改正され、信託法（平成 18 年法律第 108 号）に規定する受益証券発行信託の受益証券については、信託法整備法附則第 3 号に規定する政令で定める日から、振替法の適用を受けることとなる。

これに伴い、受益証券発行信託の受益権に係る株式等振替制度における取扱いについて、以下のとおり定めることとする。

なお、現在、振替法の兼業業務として実施している受益証券発行信託受益証券保管振替決済制度については、株式等振替制度の実施に伴い、廃止する。

2. 内容

項目	内容	備考
・ 総則		
1. 取扱対象	<p>受益証券発行信託の受益権（振替法第 2 条第 1 項第 10 号の 2 に規定する受益証券発行信託の受益権（信託法第 185 条第 2 項の定めのある受益権を除く。）をいう。以下同じ。）のうち、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）が取扱いの対象とするもの（以下「振替受益権」という。）は、2. の同意を得ているもので、次に掲げる要件すべてに該当するものとする。</p> <p>有価証券市場を開設する金融商品取引所（金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所をいう。以下同じ。）に上場している又は上場する予定がある</p>	<p>振替受益権については、振替法第 127 条の 3 第 1 項の規定により、受益証券が発行されないため、受益証券発行信託受益証券保管振替決済制度における信託受益証券の取扱要件のうち、次のものは、株式等振替制度において取り扱う受益証券発行信託の受益権については不要となる。</p> <p>保管業務委託契約が機構と発行</p>

項目	内容	備考
	<p>こと</p> <p>次に掲げるもののいずれかに該当すること</p> <p>a 金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号)第2条の3第3号に規定する有価証券信託受益証券のうち、同号に規定する受託有価証券が外国株券(金融商品取引法第2条第1項第17号に掲げる有価証券のうち同項第9号に掲げる株券の性質を有するものをいう。)であるもの</p> <p>b 金融商品取引法施行令第2条の3第3号に規定する有価証券信託受益証券のうち、同号に規定する受託有価証券が金融商品取引法第2条第1項第10号に規定する外国投資信託の受益証券又は同項第11号に規定する外国投資証券であるもの</p> <p>c 金融商品取引法施行令第2条の3第3号に規定する有価証券信託受益証券のうち、同号に規定する受託有価証券が外国商品現物型ETF(金融商品取引法第2条第1項第17号に掲げる有価証券のうち同項第14号に規定する受益証券発行信託の受益証券の性質を有するものであって、特定の商品価格に連動することを目的として、主として当該特定の商品とその信託財産とするもの(当該受益証券に係る受益権の数に応じて受益者が均等の権利を有するものに限る。)をいう。)であるもの</p> <p>d 金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託の受益証券であって、特定の商品価格に連動することを目的として、主として当該特定の商品とその信託財産とするもの(当該受益証券に係る受益権の数に応じて受益者が均</p>	<p>者との間で締結されていること</p> <p>信託受益証券が無記名式であること</p> <p>金融商品取引所の有価証券上場規程における定義については、次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> - a 外国株信託受益証券 - b 外国ETF信託受益証券 - c 外国商品現物型ETF信託受益証券 - d 国内商品現物型ETF

項目	内容	備考
<p>2．取扱同意</p> <p>3．発行者の決定事項等の通知</p> <p>4．機構加入者及び間接口座管理機関</p>	<p>等の権利を有するものに限る。)</p> <p>機構は、受益証券発行信託の受益権につき取扱いを開始する場合には、あらかじめ、受益証券発行信託の受益権の発行者から書面により、機構での取扱いに係る同意を得るものとする。</p> <p>受益証券発行信託の受益権の発行者は、上記の同意を与えるには、信託行為の定めによらなければならない。</p> <p>振替受益権の発行者は、次に掲げる事項について決定を行った場合又は次に掲げる事項が生じた場合には、機構に対し、機構が定めるところにより、その内容を通知しなければならない。</p> <p>振替受益権の併合 振替受益権の分割 振替受益権に係る信託の併合 振替受益権に係る信託の分割 その他機構が定める事項</p> <p>株式等振替制度における機構加入者及び間接口座管理機関は、その直近上位機関から開設を受けた口座において、振替受益権の記載又は記録を受けることができる。</p>	<p>「その他機構が定める事項」には、受託者の任務の終了事由（信託法第56条第1項各号に掲げる事由をいう。）や新受託者の選任等がある。</p> <p>株式等振替制度における機構加入者及び間接口座管理機関の口座の開設申請は、機構が株式等振替制度において取り扱うすべての種類の機構</p>

項 目	内 容	備 考
5．加入者情報に関する取扱い	現行の株式等振替制度における取扱いと同様。	取扱対象株式等（振替受益権も含む。）についての記録を行う口座の開設を目的として行っている。したがって、現行の株式等振替制度において口座の開設を受けている機構加入者及び間接口座管理機関は、振替受益権についての別途の口座開設の申請は不要である。 株式等業務規程第 31 条から第 33 条まで参照。
6．電磁的方法による通知又は請求等	現行の株式等振替制度における取扱いと同様。	株式等業務規程第 34 条及び第 35 条参照。
7．加入者集会及び加入者保護信託	現行の株式等振替制度における取扱いと同様。	株式等業務規程第 36 条参照。
8．振替口座簿とその記録事項等 (1) 振替口座簿の記載事項又は記録事項	振替受益権に係る振替口座簿（以下「振替口座簿」という。）の記載又は記録は、次のとおりとする。 振替口座簿は、加入者の口座ごとに区分する。 振替口座簿中の自己口には、次に掲げる事項を記載し、又は	

項目	内容	備考
	<p>記録する。</p> <p>a 加入者の氏名又は名称及び住所</p> <p>b 振替受益権の銘柄（振替法第 127 条の 4 第 3 項第 2 号の銘柄をいう。以下同じ。）</p> <p>c 振替受益権の銘柄ごとの数（d に掲げるものを除く。）</p> <p>d 加入者が質権者であるときは、その旨、質権の目的である振替受益権の銘柄ごとの数、当該数のうち受益者ごとの数並びに当該受益者の氏名又は名称及び住所</p> <p>e 加入者が信託の受託者（以下単に「受託者」という。）であるときは、その旨並びに c 及び d の数のうち信託財産であるものの数</p> <p>f c 又は d の数の増加又は減少の記載又は記録がされたときは、増加又は減少の別、その数及び当該記載又は記録がされた日</p> <p>g 差押命令等により処分の制限がされたときは、その旨の表示及び当該差押命令等が送達された年月日</p> <p>h 加入者の口座に記載又は記録がされている振替受益権についての権利を当該加入者が取得した日と当該振替受益権について当該加入者の口座に増加の記載又は記録をした日が異なるときは、その取得した日</p>	<p>受益証券発行信託受益証券保管振替決済制度では、株式等振替制度における質権欄への記載又は記録に相当する取扱いが認められていなかったが、株式等振替制度への移行により、質権欄への記載又は記録の取扱いが可能となる。</p>

項目	内容	備考
<p>(2) 受託者による信託の記録の申請等</p>	<p>i 振替により振替受益権についての権利の移転を受けた加入者の口座に当該振替受益権についての増加の記載又は記録をした日と、当該振替受益権について権利を移転した加入者(機構が定める者に限る。)の口座に当該振替受益権についての減少の記載又は記録がされた日が異なるときは、その減少の記載又は記録がされた日</p> <p>j その他機構が定める事項 振替口座簿中の顧客口には、次に掲げる事項を記載し、又は記録する。</p> <p>a a及びbに掲げる事項</p> <p>b 振替受益権の銘柄ごとの数</p> <p>c その他機構が定める事項 機構は機関口座(振替法第12条第2項に規定する機関口座をいう。以下同じ。)を開設する場合には、振替口座簿に機関口座の区分を設け、次に掲げる事項を記録する。</p> <p>a 振替受益権の銘柄</p> <p>b 振替受益権の銘柄ごとの数</p> <p>c その他機構が定める事項</p> <p>受託者である加入者は、その直近上位機関に対し、当該受託者の口座(顧客口を除く。)に記載又は記録がされた振替受益権について、信託の記載又は記録を申請することができる。</p> <p>上記の申請をする加入者は、次に掲げる事項を示さなければならない。</p>	

項目	内容	備考
	<p>受託者の口座 当該申請に係る振替受益権の銘柄及び数の口座において信託の記載又は記録がされるのが保有欄であるか、又は質権欄であるかの別</p> <p>上記の場合においては、信託の受益者（以下、本（２）において「受益者」という。）又は信託の委託者（以下、本（２）において「委託者」という。）は、受託者に代位して信託の記載又は記録を申請することができる。</p> <p>受益者又は委託者は、上記の受託者に代位した申請をするときは、当該申請において、受託者の氏名又は名称及び住所並びに代位の原因を示し、かつ、当該代位の原因及び当該申請に係る振替受益権についての権利が信託財産に属することを証明する資料を提出しなければならない。</p>	
<p>・新規記録手続</p> <p>1．振替受益権の発生時の新規記録手続</p> <p>(1) 新規記録通知</p>	<p>発行者は、振替受益権が発生したときは、機構に対し、次に掲げる事項を通知する。</p> <p>当該振替受益権の銘柄</p> <p>受益者又は質権者である機構加入者の氏名又は名称</p> <p>の機構加入者のために開設された振替受益権の振替を行うための口座</p>	<p>資料1 参照。</p>

項 目	内 容	備 考
<p>(2) 振替口座簿への記録</p> <p>(3) 新規記録済通知</p> <p>2 . 口座通知の取次ぎ</p> <p>(1) 口座通知の取次ぎ</p> <p>(2) 特別口座の開設</p>	<p>機構加入者ごとの振替受益権の数 (に掲げるものを除く。)</p> <p>機構加入者が質権者であるときはその旨及び受益者ごとの質権の目的である振替受益権の数</p> <p>の受益者の氏名又は名称及び住所</p> <p>機構加入者が信託の受託者であるときは、その旨並びに 及び の数のうち信託財産であるものの数</p> <p>発行者が知り得る事項として機構が定める事項</p> <p>の振替受益権の総数</p> <p>その他機構が定める事項</p> <p>機構は、(1) の通知を受けたときは、直ちに、振替口座簿に増加の記録を行う。</p> <p>機構は、振替口座簿に (2) の増加の記録を行ったときは、発行者及び機構加入者に対し、その内容を通知する。</p> <p>口座通知及びその取次ぎに関する取扱いは、振替株式における取扱いに準じる。</p> <p>特別口座の開設に関する取扱いは、振替株式における取扱いに準じる。</p>	
<p>・ 振替手続</p>	<p>振替株式における取扱いに準じる。</p>	<p>振替受益権には、振替株式におけ</p>

項目	内容	備考
		<p>る登録質に相当する制度がないため、登録株式質権者に係る取扱いに相当する取扱いは除く。</p>
<p>・ 転換手続</p> <p>1. 信託の一部解約</p> <p>(1) 信託の一部解約の請求の取次ぎ</p> <p>(2) 発行者による指定転換請求者に対する発行者の口座等の通知</p> <p>(3) 振替受益権の発行者の口座への振替</p>	<p>指定転換請求者（発行者から転換に係る請求を行う者として指定を受けた機構加入者又は間接口座管理機関をいう。以下同じ。）は、その加入者から信託の一部解約の請求を受けたときは、これを発行者に取り次ぐものとする。</p> <p>発行者は、指定転換請求者から信託の一部解約の請求の取次ぎを受けたときは、当該取次ぎを行った指定転換請求者に対して、振替受益権を振り替えるための発行者の口座（以下単に「発行者の口座」という。）及び振替日等の情報を通知する。</p> <p>指定転換請求者は、発行者から発行者の口座及び振替日等の情報の通知を受けたときは、機構に対して、振替受益権を発行者の口座に振り替えるための前日振替請求を行う。</p> <p>機構は、指定転換請求者から振替受益権の前日振替請求を受けたときは、振替日に、指定転換請求者の口座から発行者の口座への振替受益権の振替を行う。</p>	<p>資料2 参照。</p>

項 目	内 容	備 考
(4) 振替受益権の抹消	<p>発行者は、振替日に、機構に対して、(3) により発行者の口座に振替を受けた振替受益権を抹消するための当日抹消請求を行う。</p> <p>機構は、発行者から当日抹消請求を受けたときは、直ちに、発行者の口座における振替受益権の減少の記録を行う。</p>	
(5) 信託財産の交付	<p>発行者は、(4) の当日抹消請求を行ったときは、遅滞なく、信託の一部解約の請求を行った指定転換請求者に対して、信託財産を交付する。</p>	
2 . 追加信託		資料 3 参照。
(1) 追加信託の請求の取次ぎ	<p>指定転換請求者は、その加入者から追加信託の請求を受けたときは、これを発行者に取り次ぐものとする。</p>	
(2) 発行者による指定転換請求者に対する交付日等の通知	<p>発行者は、指定転換請求者から追加信託の請求の取次ぎを受けたときは、当該取次ぎを行った指定転換請求者に対して、信託財産の交付の方法及び交付日等の情報を通知する。</p>	
(3) 信託財産の追加信託	<p>指定転換請求者は、発行者から信託財産の交付の方法及び交付日等の情報の通知を受けたときは、発行者の指定する方法により、発行者に対して、信託財産の追加信託を行う。</p>	
(4) 振替受益権の新規記録	<p>発行者は、信託財産の追加信託を確認した後、機構に対して、追加信託により発生した振替受益権についての新規記録通知を行</p>	

項 目	内 容	備 考
	<p>う。</p> <p>機構は、発行者から新規記録通知を受けたときは、直ちに、指定転換請求者の口座における振替受益権の増加の記録を行う。</p>	
<p>・ 振替受益権の併合</p> <p>1 . 発行者の機構に対する通知</p> <p>2 . 機構の直接口座管理機関に対する通知</p> <p>3 . 減少比率による減少の記</p>	<p>発行者は、振替受益権について信託の変更により受益権の併合をしようとするときは、受益権の併合が効力を生ずる日(以下「併合日」という。)の2週間前までに、機構に対し、次に掲げる事項を通知する。</p> <p>受益権の併合に係る振替受益権の銘柄(以下「受益権併合銘柄」という。)</p> <p>減少比率(受益者の保有する併合前の受益権の数に対する併合後の受益権の数の割合をいう。本 . において以下同じ。)</p> <p>併合日</p> <p>機構は、発行者から1 . に掲げる事項の通知を受けたときは、直ちに、直接口座管理機関に対し、必要な事項を通知する。</p>	<p>直接口座管理機関は、機構から受益権併合に係る通知を受けたときは、直ちに、その直近下位機関に当該事項を通知するものとする。当該通知を受けた口座管理機関も同様とする。</p>

項目	内容	備考
<p>録等</p> <p>(1) 自己口における減少の記載又は記録</p> <p>a. 保有欄における減少の記載又は記録</p>	<p>機構及び口座管理機関は、併合日の前営業日において、その加入者の自己口の保有欄に記載又は記録されている受益権併合銘柄の振替受益権の数について減少させるべき数を算出し、併合日に当該数についての減少の記載又は記録をする。</p>	<p>保有欄に記載又は記録されている受益権併合銘柄の振替受益権の数について減少させるべき数は、次のと の数の合計数とする。</p> <p>当該保有欄に記載又は記録されている受益権併合銘柄の振替受益権の数（ の特別受益者の数があるときは、当該受益権併合銘柄の数から特別受益者ごとの数の合計数を減じて得た数）から、その数に減少比率を乗じて得た数（端数は切り捨てる。）を減じて得た数</p> <p>当該保有欄に記載又は記録されている受益権併合銘柄の振替受益権の数についての特別受益者管理簿に記載又は記録されている特別受益者ごとの数から、その数に減少比率を乗じて得た数（端数は切り捨てる。）を減じて得た数の合計数</p>

項目	内容	備考
<p>b. 質権欄における減少の記載又は記録</p>	<p>機構及び口座管理機関は、併合日の前営業日において、その加入者の自己口の質権欄に記載又は記録されている受益権併合銘柄の振替受益権の数について減少させるべき数を算出し、併合日に当該数についての減少の記載又は記録をする。</p>	<p>質権欄に記載又は記録されている受益権併合銘柄の振替受益権の数について減少させるべき数は、当該質権欄に記載又は記録されている受益権併合銘柄についての受益者ごとの質権の目的である受益権の数から、その数に減少比率を乗じて得た数（端数は切り捨てる。）を減じて得た数の合計数とする。</p>
<p>c. 顧客口において記載又は記録すべき数の通知</p>	<p>口座管理機関は、併合日の前営業日に、その直近上位機関に、併合日に当該口座管理機関の加入者の自己口に記載又は記録すべき振替受益権の数の合計数を通知する。</p>	<p>口座管理機関は、その直近下位機関から併合日に記載又は記録すべき振替受益権の数の合計数の通知を受けたときは、その直近上位機関に、当該数を併せて通知する。</p>
<p>(2) 顧客口における減少の記載又は記録等</p>	<p>機構及び口座管理機関は、併合日において、その直近下位機関の口座の顧客口に記載又は記録されている受益権併合銘柄の振替受益権の数について減少させるべき数の減少の記載又は記録をする。</p>	<p>顧客口において減少させるべき数は、当該顧客口に併合日の前営業日に記載又は記録されている受益権併合銘柄の振替受益権の数から、併合日において記載又は記録すべき数として当該顧客口を有する直近下位機関から通知された数を減じた数とする。</p>

項目	内容	備考
<p>4. 機構による割当計算</p> <p>(1) 割当計算を行うべき受益者</p> <p>(2) 割当計算の方法</p> <p>(3) 割当計算後の受益権数の通知</p>	<p>機構は、併合日の前営業日における受益者についての割当計算を行う。</p> <p>機構は、受益権併合銘柄について、受益者ごとに、受益権の併合後において保有する数から受益権併合による減少後の数として併合日において当該受益者の振替受益権として記載又は記録されるべき数の合計数を減じて得た数(以下「調整受益権数」という。)を算出し、当該調整受益権数につき、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める口座に割り当てる。</p> <p>調整受益権数のうち整数 受益者の自己口のうち、併合日の前営業日において最も大きい振替受益権の数を記載又は記録していた口座(最も大きい数を管理していた口座が複数あるときは、口座管理機関コードが最も大きい口座管理機関が開設する口座)</p> <p>調整受益権数のうち小数点以下の数 受益権併合銘柄の発行者の自己口</p> <p>機構は、受益権併合による振替受益権の数の減少を記載又は記録すべき口座の加入者の上位機関である直接口座管理機関に、割当計算後に当該加入者の自己口に記載又は記録すべき振替受益権の数(調整受益権数を含む。)その他の必要な事項を通知する。</p>	<p>受益者ごとの数は、機構において、加入者ごとに、その口座に記載又は記録する受益権併合銘柄の数を名寄せ合算した数とする。</p> <p>の数の記載又は記録は、受益者の保有する振替受益権のうち担保の目的となっているものが記載又は記録されている口座管理機関には、することができない。</p> <p>直接口座管理機関は、機構から割当計算後に記載又は記録すべき振替受益権の数に係る通知を受けたときは、直ちに、その直近下位機関(受益権併合による振替受益権の数の減</p>

項目	内容	備考
<p>5．調整受益権数の記載又は記録手続</p> <p>(1) 自己口における増加の記載又は記録</p> <p>(2) 顧客口における増加の記載又は記録</p>	<p>機構及び口座管理機関は、調整受益権数を記載又は記録すべき自己口を開設しているときは、機構が定める日の業務開始時（午前9時）に、当該口座において記載又は記録すべき調整受益権数の増加を記載又は記録する。</p> <p>機構及び口座管理機関は、その下位機関の加入者の自己口において調整受益権数を記載又は記録すべきときは、機構が定める日の業務開始時（午前9時）に、その数を記載又は記録すべき顧客口において、当該数の増加を記載又は記録する。</p>	<p>少を記載又は記録すべき口座の加入者の上位機関に限る。)に当該事項を通知するものとする。当該通知を受けた口座管理機関も同様とする。</p> <p>機構は、割当計算後の受益者ごとの数及び発行者の自己口に記載又は記録すべき振替受益権の数に係る受益者ごとの小数点以下の数を、 1. の総受益者通知により当該発行者に通知する。</p>
<p>・振替受益権の分割</p>	<p>振替受益権の併合の取扱いに準じる。</p>	

項 目	内 容	備 考
<p>・ 信託の併合</p> <p>1． 発行者の機構に対する通知</p> <p>2． 機構の直接口座管理機関に対する通知</p>	<p>信託の併合に係る各信託の受益権が振替受益権である場合において、発行者が当該信託の併合に際して振替受益権を交付しようとするときは、当該発行者は、当該信託の併合がその効力を生ずる日（以下「信託併合効力発生日」という。）の2週間前までに、機構に対し、次に掲げる事項を通知する。</p> <p>従前の信託の受益者に対して当該信託の併合に際して交付する振替受益権の銘柄</p> <p>従前の信託の振替受益権の銘柄</p> <p>割当比率（ の銘柄の振替受益権に対して の銘柄の振替受益権を交付する割合をいう。本 .において以下同じ。）</p> <p>信託併合効力発生日</p> <p> の振替受益権の発行者の口座</p> <p>発行者が知り得る事項として機構が定める事項</p> <p> の振替受益権のうち当該信託の併合により新たに生ずるものの総数</p> <p>その他機構が定める事項</p> <p>機構は、発行者から 1 . に掲げる事項の通知を受けたときは、直ちに、直接口座管理機関に対し、必要な事項を通知する。</p>	<p>直接口座管理機関は、機構から信託の併合に係る通知を受けたときは、直ちに、その直近下位機関に当該事項を通知する。当該通知を受け</p>

項目	内容	備考
<p>3. 割当比率による増加の記載又は記録</p> <p>(1) 自己口における増加の記録及び記録の抹消等</p> <p>a. 保有欄における増加の記録及び記録の抹消等</p>	<p>機構及び口座管理機関は、信託併合効力発生日の前営業日において、その加入者の自己口の保有欄に記載又は記録されている1. の銘柄の振替受益権の数について増加させるべき1. の銘柄の振替受益権の数を算出し、信託併合効力発生日に当該数の増加を記載又は記録するとともに、1. の銘柄の振替受益権についての記載又は記録を抹消する。</p>	<p>た口座管理機関も同様とする。</p> <p>保有欄に記載されている1. の振替受益権について増加させるべき1. の銘柄の振替受益権の数は、次の(a)と(b)の数の合計数とする。</p> <p>(a) 当該保有欄に記載又は記録されている1. の銘柄の振替受益権の数((b)の特別受益者の数があるときは、1. の銘柄の振替受益権の数から特別受益者ごとの数の合計数を減じて得た数)に割当比率を乗じて得た数(端数は切り捨てる。)</p> <p>(b) 当該保有欄に記載又は記録されている1. の銘柄の振替受益権の数についての特別受益者管理簿に記載又は記録されている特別受益者ごとの数に割当比率を乗じ</p>

項目	内容	備考
<p>b. 質権欄における増加の記録及び記録の抹消等</p>	<p>機構及び口座管理機関は、信託併合効力発生日の前営業日において、その加入者の自己口の質権欄に記載又は記録されている1. の銘柄の振替受益権の数について増加させるべき1. の銘柄の振替受益権の数を算出し、信託併合効力発生日に当該数の増加を記載又は記録するとともに、1. の銘柄の振替受益権についての記載又は記録を抹消する。</p>	<p>て得た数(端数は切り捨てる。)の合計数</p> <p>質権欄に記載又は記録されている1. の銘柄の振替受益権について増加させるべき1. の銘柄の振替受益権の数は、当該質権欄に記載又は記録されている1. の銘柄の振替受益権についての受益者ごとの質権の目的である受益権の数の割当比率を乗じて得た数(端数は切り捨てる。)とする。</p>
<p>c. 顧客口において増加すべき数の通知</p>	<p>口座管理機関は、信託併合効力発生日の前営業日に、その直近上位機関に、信託併合効力発生日に当該口座管理機関の加入者の自己口に記載又は記録すべき振替受益権の数の合計数を通知する。</p>	<p>口座管理機関は、その直近下位機関から信託併合効力発生日に記載又は記録すべき振替受益権の数の合計数の通知を受けたときは、その直近上位機関に、当該数を併せて通知する。</p>
<p>(2) 顧客口における増加の記録及び記録の抹消等</p>	<p>機構及び口座管理機関は、信託併合効力発生日において、その直近下位機関の口座の顧客口に記載又は記録されている1. の銘柄の振替受益権の数について増加させるべき1. の銘柄の振替受益権の数の増加を記載又は記録するとともに、1. の銘柄</p>	<p>顧客口において増加させるべき数は、信託併合効力発生日において記載又は記録すべき数として当該顧客口を有する直近下位機関から通知さ</p>

項目	内容	備考
<p>(3) 増加の記録及び記録の抹消の時期等</p> <p>4. 機構による割当計算</p> <p>5. 調整受益権数の記載又は記録手続</p>	<p>の振替受益権についての記載又は記録を抹消する。</p> <p>機構及び口座管理機関は、3.(2)の増加の記載又は記録及び記載又は記録の抹消については、信託併合効力発生日の業務開始時(午前9時)に行う。</p> <p>振替受益権の併合における機構による割当計算の取扱いに準じる。</p> <p>振替受益権の併合における調整受益権数の記載又は記録手続の取扱いに準じる。</p>	<p>れた数とする。</p>
<p>. 信託の分割</p> <p>1. 発行者の機構に対する通知</p>	<p>吸収信託分割に係る分割信託(信託法第155条第1項第6号に規定する分割信託をいう。以下同じ。)の受益権又は新規信託分割に係る従前の信託の受益権が振替受益権である場合において、当該信託の分割に際して、発行者が振替受益権を交付しようとするときは、当該発行者は、当該信託の分割がその効力を生ずる日(以下「信託分割効力発生日」という。)の2週間前までに、機構に対し、次に掲げる事項を通知する。</p> <p>分割信託又は従前の信託の受益者に対して当該信託の分割に際して交付する振替受益権の銘柄</p> <p>分割信託又は従前の信託の振替受益権の銘柄</p>	

項 目	内 容	備 考
<p>2 . 機構の直接口座管理機関に対する通知</p> <p>3 . 割当比率による増加の記載又は記録</p> <p>(1) 自己口における増加の記載又は記録</p> <p>a . 保有欄における増加の記載又は記録</p>	<p>割当比率 (の銘柄の振替受益権に対して の銘柄の振替受益権を交付する割合をいう。本 . において以下同じ。)</p> <p>信託分割効力発生日</p> <p>の振替受益権の発行者の口座</p> <p>発行者が知りうる事項として機構が定める事項</p> <p>の振替受益権のうち当該信託の分割により新たに生ずるものの総数その他機構が定める事項</p> <p>機構は、発行者から 1 . に掲げる事項の通知を受けたときは、直ちに、直接口座管理機関に対し、必要な事項を通知する。</p> <p>機構及び口座管理機関は、信託分割効力発生日の前営業日において、その加入者の自己口の保有欄に記載又は記録されている 1 . の銘柄の振替受益権の数について増加させるべき 1 . の銘柄の振替受益権の数を算出し、信託分割効力発生日に当該数の増加を記載又は記録する。</p>	<p>直接口座管理機関は、機構から信託の分割に係る通知を受けたときは、直ちに、その直近下位機関に当該事項を通知する。当該通知を受けた口座管理機関も同様とする。</p> <p>保有欄に記載又は記録されている 1 . の銘柄の振替受益権について増加させるべき 1 . の銘柄の振替受益権の数は、次の (a) と (b) の数の合計数とする。</p> <p>(a) 当該保有欄に記載又は記録さ</p>

項目	内容	備考
<p>b . 質権欄における増加の記載又は記録</p>	<p>機構及び口座管理機関は、信託分割効力発生日の前営業日において、その加入者の自己口の質権欄に記載又は記録されている 1 . の銘柄の振替受益権の数について増加させるべき 1 . の銘柄の振替受益権の数を算出し、信託分割効力発生日に当該数の増加を記載又は記録する。</p>	<p>れている 1 . の銘柄の振替受益権の数 ((b) の特別受益者の数があるときは、 1 . の銘柄の振替受益権の数から特別受益者ごとの数の合計数を減じて得た数) に割当比率を乗じて得た数 (端数は切り捨てる。)</p> <p>(b) 当該保有欄に記載又は記録されている 1 . の銘柄の振替受益権の数についての特別受益者管理簿に記載又は記録されている特別受益者ごとの数に割当比率を乗じて得た数 (端数は切り捨てる。) の合計数</p> <p>質権欄に記載又は記録されている 1 . の銘柄の振替受益権について増加させるべき 1 . の銘柄の振替受益権の数は、当該質権欄に記載又は記録されている 1 . の銘柄の振替受益権についての受益者ごとの質権の目的である受益権の数に割当比率を乗じて得た数 (端数は切り捨てる。) とする。</p>

項目	内容	備考
<p>c. 顧客口において増加すべき数の通知</p> <p>(2) 顧客口における増加の記載又は記録</p> <p>(3) 増加の記載又は記録</p>	<p>口座管理機関は、信託分割効力発生日の前営業日に、その直近上位機関に、信託分割効力発生日に当該口座管理機関の加入者の自己口に記載又は記録すべき振替受益権の数の合計数を通知する。</p> <p>機構及び口座管理機関は、信託分割効力発生日において、その直近下位機関の口座の顧客口に記載又は記録されている1. の銘柄の振替受益権の数について増加させるべき1. の銘柄の振替受益権の数の増加を記載又は記録する。</p> <p>機構及び口座管理機関は、増加の記載又は記録については、信託分割効力発生日の業務開始時（午前9時）に行う。</p>	<p>口座管理機関は、その直近下位機関から信託分割効力発生日に記載又は記録すべき振替受益権の数の合計数の通知を受けたときは、その直近上位機関に、当該数を併せて通知する。</p> <p>顧客口において増加させるべき数は、信託分割効力発生日において記載又は記録すべき数として当該顧客口を有する直近下位機関から通知された数とする。</p>
<p>. 特別受益者の申出等に係る取扱い</p>	<p>特別受益者の申出及び特別受益者の申出の簡略化に関する取扱いについては、振替株式における特別株主の取扱いに準じる。</p>	<p>株式等業務規程第 108 条から第 122 条まで参照。</p>
<p>. 信託財産名義の取扱い</p>	<p>振替株式における取扱いに準じる。</p>	<p>株式等業務規程第 131 条から第 137 条まで参照。</p>
<p>. 照合手続</p>		

項目	内容	備考
<p>1．発行者における発行総数と振替口座簿に記録をすべき数等についての照合</p> <p>2．機構加入者における振替口座簿に記録をすべき数等についての照合</p> <p>3．間接口座管理機関における振替口座簿に記録をすべき数等についての照合</p>	<p>機構は、毎営業日において、すべての振替受益権の発行者に対し、当該発行者が発行している振替受益権のうち機構の備える振替口座簿に記録がされている数を通知する。</p> <p>振替受益権の発行者は、機構から通知を受けた内容について、当該振替受益権の発行総数（その受益債権に係るすべての債務の支払がされた振替受益権の数を除く。）との整合性の確認をしなければならない。</p> <p>機構は、毎営業日において、すべての機構加入者に対し、その機構加入者口座に記録がされている振替受益権の数を通知する。</p> <p>機構加入者は、機構から通知を受けた内容について、その備える振替口座簿に記載又は記録がされている振替受益権の数との整合性（機構加入者が直接口座管理機関である場合に限る。）の確認をしなければならない。</p> <p>間接口座管理機関とその直近上位機関は、毎営業日において、2．の規定に準じた通知及び確認をしなければならない。</p>	<p>振替上場投資信託受益権（ETF）における取扱いと同様に、振替株式における発行者からの通知に基づく機構での照合（株式等業務規程第138条第1項及び第2項）については行わないものとする。</p>
<p>・超過記載又は記録に係る義務の履行</p>	<p>振替株式における取扱いに準じる。</p>	<p>株式等業務規程第141条から第143条まで参照。</p> <p>振替受益権については、振替法第127条の21第1項第2号により、振</p>

項目	内容	備考
		<p>替法第 127 条の 20 に規定する銘柄の振替受益権の総数から、その受益債権に係るすべての債務の支払がされた振替受益権の数を除く。</p>
<p>・ 総受益者通知に係る手続</p> <p>1 . 通知する場合等</p>	<p>機構は、次の から までに掲げる場合のいずれかに該当するときは、発行者に対し、当該 から までに定める受益者につき、その氏名又は名称及び住所並びに振替受益権の数その他機構が定める事項の通知（以下「総受益者通知」という。）を行う。</p> <p>受益証券発行信託の計算期日が到来したとき 当該計算期日の受益者</p> <p>発行者が受益証券発行信託の信託財産に係る議決権を行使することのできる受益者を確定させるための日を定めたとき その日の受益者</p> <p>発行者が振替受益権に係る議決権を行使することのできる受益者を確定させるための日を定めたとき その日の受益者</p> <p>振替機関等が替法第 127 条の 10 の規定により特定の銘柄の振替受益権についての記載又は記録の全部の抹消をしたとき 当該抹消をした日の前日の受益者</p> <p>振替受益権について信託の変更により受益権の併合又は分割をしようとする場合で、当該受益権の併合又は分割の効力が生ずる日が到来したとき 当該受益権の併合又は分割の効力が生</p>	<p>振替受益権の発行者は、振替株式の発行者とは異なり、機構に対し、総受益者通知の請求をすることができない。</p> <p>振替受益権のすべての受益者が信託の併合により非振替受益権の交付を受ける場合が該当する。</p>

項 目	内 容	備 考
<p>2 . 総受益者通知に係る手続</p>	<p>ずる日の前日の受益者</p> <p>信託の併合に係る各信託の受益権が振替受益権である場合において、発行者が信託の併合に際して振替受益権を交付しようとするとき 当該信託の併合に係る信託併合効力発生日の前日における従前の信託の受益者</p> <p>分割信託の受益権が振替受益権である場合において発行者が吸収信託分割に際して振替受益権を交付しようとするとき、又は新規信託分割における従前の信託の受益権が振替受益権である場合において発行者が新規信託分割に際して振替受益権を交付しようとするとき 当該信託の分割に係る信託分割効力発生日の前日における分割信託又は従前の信託の受益者</p> <p>振替受益権に から までに規定する以外の権利が付与される場合で、その権利者を確定させるための日を定めたとき その日の受益者</p> <p>機構が振替法第22条第1項の規定により同法第3条第1項の指定を取り消された場合又は同法第41条第1項の規定により当該指定が効力を失った場合であって、機構の振替業を承継する者が存しないとき 当該指定が取り消された日又は当該指定が効力を失った日の前日の受益者</p> <p>機構が特定の銘柄の振替受益権の取扱いを廃止したとき 当該取扱いを廃止した日の前日の受益者</p> <p>その他機構が定めるとき 機構が定める受益者</p> <p>総受益者通知に係る手続は、振替株式における総株主通知の手</p>	<p>株式等業務規程第 144 条から第</p>

項目	内容	備考
	<p>続に準じる。</p>	<p>152 条まで参照。 振替受益権については、振替株式における総株主通知の手続のうち、登録株式質権者に係る取扱いに相当する手続は設けない。</p>
<p>・ 受益権の行使に係る証明書の取扱い</p> <p>1 . 証明書の交付の請求</p> <p>2 . 証明書の対象となった振替受益権の取扱い</p> <p>3 . 証明書の返還に係る取扱い</p>	<p>加入者は、振替法第 127 条の 27 第 3 項の規定により、その直近上位機関に対し、受益権の行使（受益債権の行使を除く。）のための証明書の交付を請求することができる。</p> <p>加入者は、1 . の証明書の交付を受けた場合には、当該証明書をその直近上位機関に返還するまでの間、当該証明書の対象となった振替受益権について振替及び抹消の申請をすることはできない。</p> <p>機構は、機構加入者に当該証明書を交付したときは、当該証明書の対象となった振替受益権の銘柄及び数に係る振替及び抹消の請求の受付を停止する。</p> <p>加入者は、証明書を返還する場合には、1 . の直近上位機関に対して行わなければならない。</p> <p>機構は、機構加入者から当該証明書の返還を受けたときは、当</p>	

項 目	内 容	備 考
	<p>該証明書の対象となった振替受益権の銘柄及び数に係る振替及び抹消の請求の受付の停止を解除する。</p>	
<p>・ 振替口座簿の情報提供請求に係る手続</p>	<p>振替株式における取扱いに準じる。</p>	<p>株式等業務規程第 18 節及び第 287 条参照。</p> <p>振替受益権の発行者は、正当な理由があるときは、機構に対し、振替口座簿の情報提供請求をすることができる。正当な理由については、関係者の別途の検討による。</p>
<p>・ 分配金に関する取扱い</p>	<p>振替受益権の分配金（受益証券発行信託の信託財産に係る現金配当その他の一定の日の受益者に対して交付される金銭であって機構が定めるものをいう。）に関する取扱いについては、振替株式の配当金に関する取扱いに準じる。</p> <p>分配金の受領方式としては、分配金振込指定の単純取次ぎ、登録分配金受領口座方式及び受益権数比例配分方式を設ける。</p>	<p>株式等業務規程第 166 条から第 170 条まで参照。</p> <p>振替受益権については、振替株式における配当金に関する取扱いのうち、登録株式質権者に係る取扱いに相当する取扱いは設けない。</p> <p>振替受益権の分配金については、加入者が振替株式における配当金の受領方法として、登録配当金受領口座方式を選択している場合には登録分配金受領口座方式により、また、株式数比例配分方式を選択している場合には受益権数比例配分方式により支払われる。</p>

項 目	内 容	備 考
		<p>なお、分配金振込指定の単純取次ぎ又は配当金領収書払い等を選択している場合には、登録分配金受領口座方式又は受益権数比例配分方式を併用することはできない。</p>
<p>・ 振替受益権の取扱廃止</p>	<p>機構は、振替受益権が機構の定める取扱要件に該当しなくなった場合その他機構が定める事由に該当することとなった場合には、当該振替受益権の取扱いを廃止する。</p> <p>機構は、振替受益権が上記の場合に該当したときであっても、当該振替受益権の取扱いを継続する必要があると認めるときは、機構が別に定める日まで、その取扱いを継続することができる。</p>	
<p>・ 振替受益権の総数等の公示</p>	<p>機構は、振替受益権の総数その他の機構が定める事項について、公示を行う。</p>	<p>その他の機構が定める事項としては、信託法第 209 条第 1 項各号（第 3 号及び第 7 号を除く。）に掲げる事項を予定している。</p> <p>公示は、機構のホームページにおいて行う。</p>
<p>・ 受益証券発行信託の受益権の移行に関する取扱い</p>		

項目	内容	備考
<p>1. 移行の対象となる受益証券発行信託の受益権</p> <p>2. 特例受益権の移行に係る同意手続等</p> <p>(1) 同意の取得</p> <p>(2) 同意書提出手続</p> <p>(3) 同意に関する公告</p> <p>(4) 特例受益権の内容の公示</p>	<p>信託法整備法附則第3号に掲げる規定の施行の日(以下「施行日」という。)までに設定された受益証券発行信託の受益権であって、その設定後に振替法の規定の適用を受けることとする旨の信託契約の変更が行われたもの(以下「特例受益権」という。)のうち、振替受入簿に記録されたものについては、特例として株式等振替制度において取り扱う。</p> <p>機構は、移行の対象となる特例受益権の発行者から振替法第13条第1項に係る同意を得るものとする。</p> <p>移行の対象となる特例受益権の発行者は、機構に対し、同意書のほか、機構の定める書類を提出するものとする。</p> <p>機構は、(1)の同意を得たときは、その旨を公告する。</p> <p>機構は、発行者から受領する(1)の同意に係る特例受益権の銘柄等の情報の公示(振替法附則第48条第2項で準用する振替法第127条の32第1項の措置をいう。)を行う。</p>	<p>受益証券発行信託受益証券保管振替決済制度において取り扱うことについて発行者が提出する同意書は、当該同意書の中で、併せて株式等振替制度において取り扱うことにも同意するものとする。</p> <p>公示は、機構のホームページにおいて行うことを予定しており、(3)の公告を兼ねることとする。</p>

項 目	内 容	備 考
(5) 記録開始日の通知	<p>機構は、機構加入者及び間接口座管理機関に対し、次に掲げる事項を通知する。</p> <p>特例受益権の銘柄 記録開始日 その他必要な事項</p>	
<p>3 . 移行申請の概要</p> <p>(1) 特例受益権の受益者の移行申請</p> <p>(2) 口座管理機関による移行申請</p> <p>(3) 移行申請できない受益証券</p>	<p>特例受益権の受益者(以下、本3 . において「申請人」という。)は、機構に対し、受益証券を提出するとともに、自らのために開設された当該特例受益権の振替を行うための口座(以下「移行先口座」という。)を示して、振替受入簿への記録の申請(以下「移行申請」という。)をすることができる。なお、申請人は、自らが加入者として口座の開設を受けた口座管理機関に対して移行申請手続を委任する(当該申請人が機構加入者である場合には、自ら申請を行う。)</p> <p>申請人から委任を受けた口座管理機関は、移行申請を行う。</p> <p>申請人は、次の受益証券について、機構に対し、移行申請を行うことができない。</p>	<p>振替受入簿への記録を求めることができる申請人は、受益者に限定され、質権者は申請することができない。</p> <p>口座管理機関は、移行申請手続につき、申請人に対し、保護預り約款の交付等により、事前に委任を受けるものとする。</p>

項目	内容	備考
<p>4．集中移行方式</p> <p>(1) 対象となる特例受益権の受益証券</p> <p>(2) 受益者による移行申請</p> <p>(3) 口座管理機関による移行申請</p>	<p>公示催告の申立て中である受益証券 除権決定があった受益証券 受益権数の表示が現在の受益権の内容と異なる受益証券 偽造又は変造された受益証券 汚損又は毀損している受益証券 信託法その他の法令により無効となった受益証券 から までに掲げるもののほか、機構が受渡物件として不適格と認める受益証券</p> <p>施行日前日までに機構に預託されている特例受益権の受益証券（以下、本4．において「受益証券」という。）については、以下の方式（集中移行方式）により移行を行う。</p> <p>機構に受益証券を預託した受益者は、その口座に係る受益証券について、施行日において移行申請を行ったものとして取り扱う。</p> <p>口座管理機関は、機構に対し、機構の定めるところにより、次に掲げる事項を示し、移行申請を行う。</p> <p>銘柄及び数 受益証券の番号 受益者の氏名又は名称及び住所 その他機構が定める事項</p>	<p>保護預り約款の交付等により受益者の同意を得る。</p>

項目	内容	備考
<p>(4) 振替受入簿への記録</p> <p>(5) 振替口座簿への記録等</p> <p> a. 機構が移行先口座を開設している場合の処理</p> <p> b. 口座管理機関が移行先口座を開設している場合の処理</p> <p> (a) 機構の顧客口座への記録</p> <p> (b) 口座管理機関の口座への記載又は記録</p> <p>(6) 移行済みの通知</p>	<p>機構は、(3)の移行申請を受けたときは、次に掲げる事項を振替受入簿に記録する。</p> <p> 銘柄及び数</p> <p> 受益証券の番号</p> <p> 受益者の氏名又は名称及び住所</p> <p> 振替受入簿の記録日</p> <p> その他機構が定める事項</p> <p>機構は、機構が移行先口座を開設している場合には、施行日の業務開始時（午前9時）に、移行先口座への増加の記録を行う。</p> <p>機構は、口座管理機関が受益者の口座を開設している場合には、施行日の業務開始時（午前9時）に、当該口座管理機関の顧客口座への増加の記録を行う。</p> <p>口座管理機関は、施行日の業務開始時（午前9時）に、移行先口座への増加の記載又は記録を行う。</p> <p>機構は、発行者に対し、移行済みの受益証券を搬送して、振替受入簿に記録済みの旨を通知する。</p>	

項 目	内 容	備 考
(7) 受益権原簿の変更	<p>発行者は、機構から(6)の通知を受けたときは、受益権原簿を変更する。</p>	
5 . 個別移行方式		
(1) 対象となる特例受益権受益証券	<p>施行日前日までに機構に預託されていない特例受益権の受益証券(以下、本5 . において「受益証券」という。)については、以下の方式(個別移行方式)により移行を行う。</p>	
(2) 受益者による移行申請	<p>受益者は、機構に対し、その直近上位の口座管理機関を經由して申請を行う。</p>	
(3) 口座管理機関による移行申請	<p>口座管理機関は、機構に対し、機構の定めるところにより、受益証券を提出のうえ、次に掲げる事項を示し、移行申請を行う。 なお、口座管理機関は、受益証券の移行申請に係る日程等について、機構とあらかじめ調整を行うものとする。</p> <p>銘柄及び数 受益証券の番号 受益者の氏名又は名称及び住所 その他機構が定める事項</p>	
(4) 振替受入簿への記録	<p>機構は、(3)の移行申請を受けたときは、次に掲げる事項を振替受入簿に記録する。</p> <p>銘柄及び数</p>	

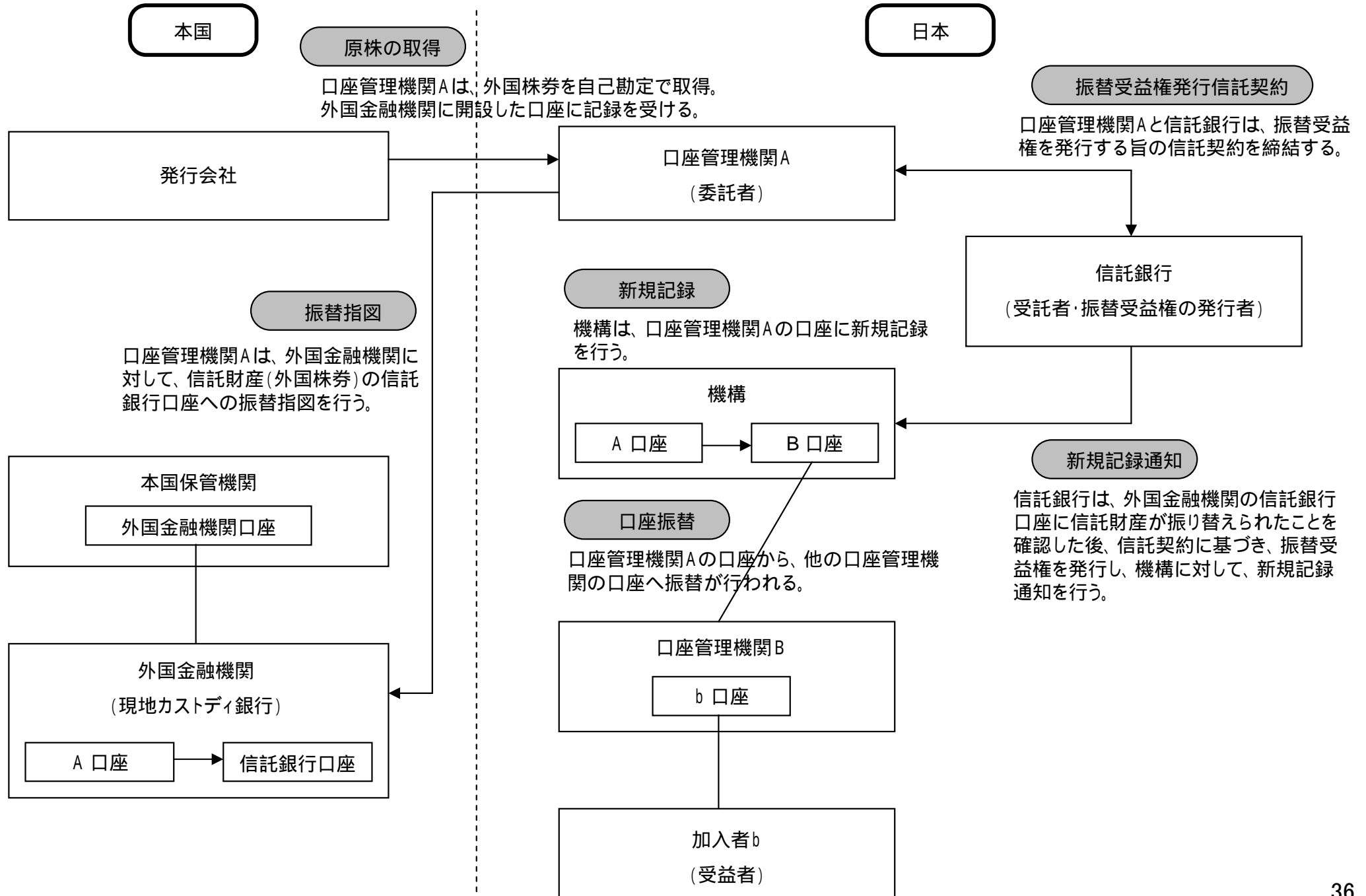
項 目	内 容	備 考
<p>(5) 振替口座簿への記録等</p> <p> a . 機構が移行先口座を開 設している場合の処理</p> <p> b . 口座管理機関が移行先 口座を開設している場合 の処理</p> <p> (a) 機構の顧客口への記 録</p> <p> (b) 口座管理機関の口座 への記載又は記録</p> <p>(6) 移行済みの通知</p> <p>(7) 受益権原簿の変更</p>	<p>受益証券の番号</p> <p>受益者の氏名又は名称及び住所</p> <p>振替受入簿の記録日（以下単に「記録日」という。）</p> <p>その他機構が定める事項</p> <p>機構は、機構が移行先口座を開設している場合には、記録日に移行先口座への増加の記録を行う。</p> <p>機構は、口座管理機関が受益者の口座を開設している場合には、記録日に、当該口座管理機関の顧客口への増加の記録を行う。</p> <p>口座管理機関は、記録日に、移行先口座への増加の記載又は記録を行う。</p> <p>機構は、発行者に対し、移行済みの受益証券を搬送して、振替受入簿に記録済みの旨を通知する。</p> <p>発行者は、機構から（ 6 ）の通知を受けたときは、受益権原簿を変更する。</p>	

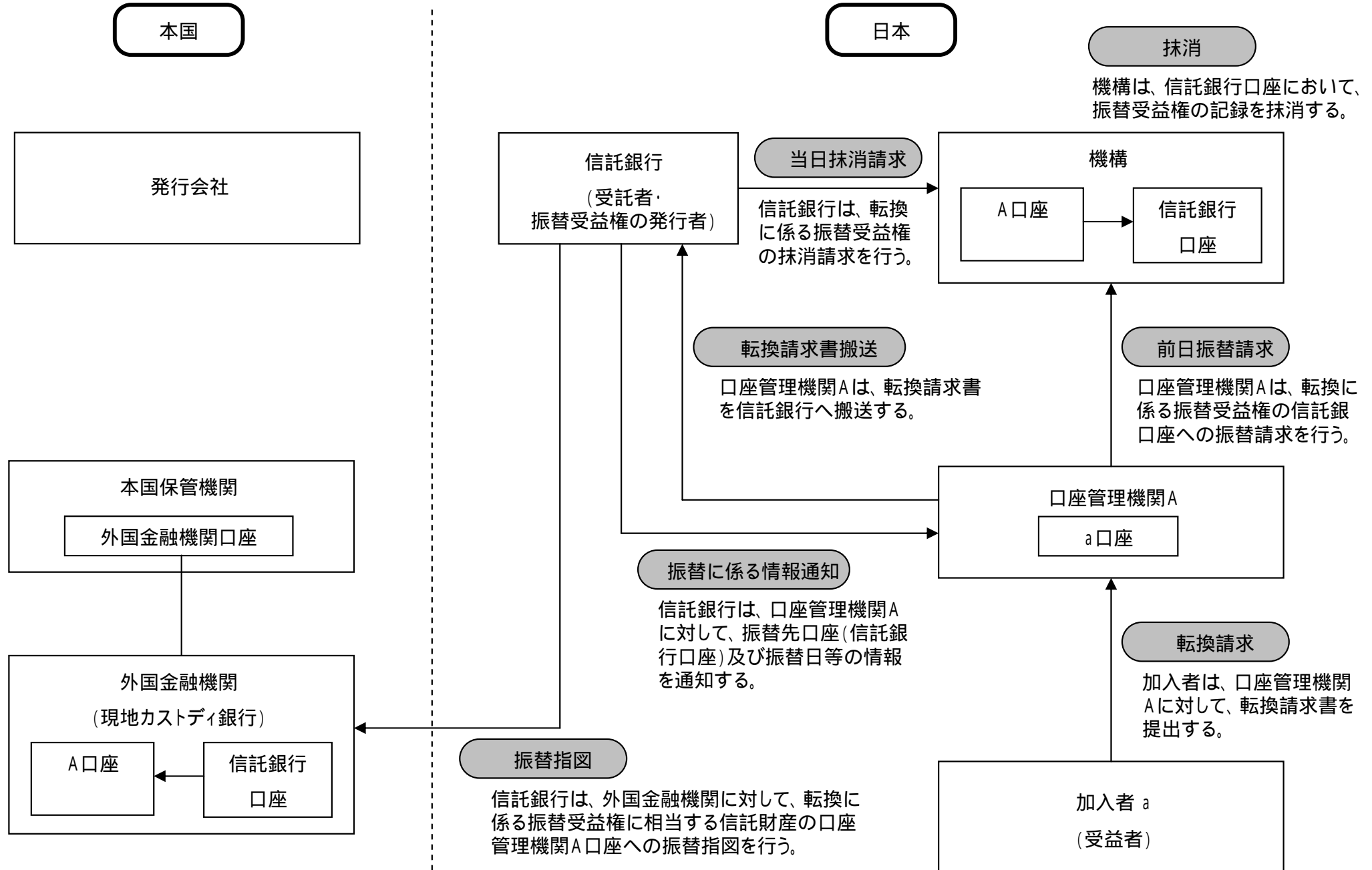
項 目	内 容	備 考
6 . 振替受入簿の閲覧又は謄写の受付	機構は、受益者及び発行者からの振替受入簿の閲覧又は謄写の請求を受け付ける。	

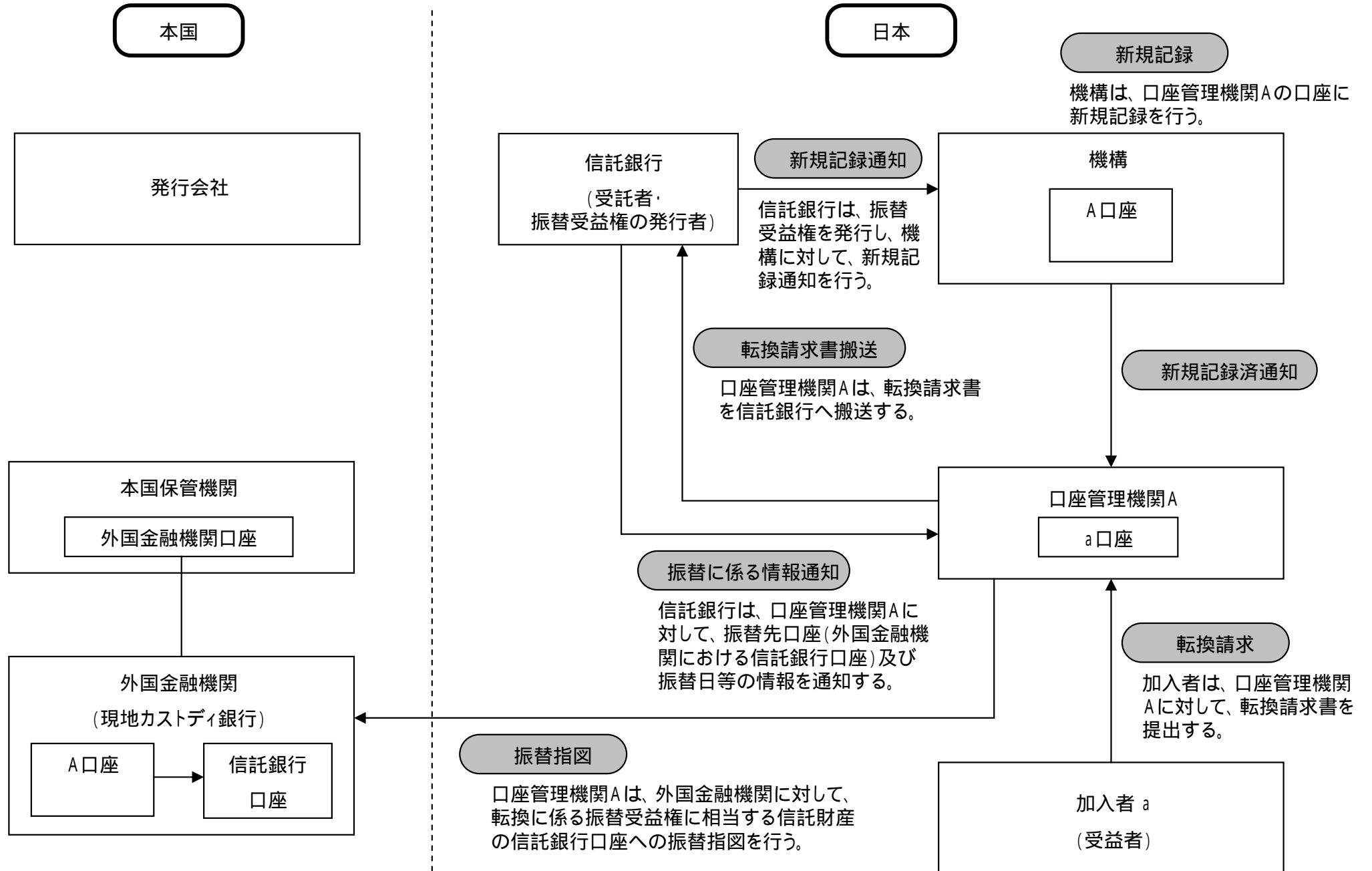
3 . 実施日

信託法整備法附則第3号に規定する政令で定める日から実施する。

以 上







3. 受益証券発行信託の受益権の株式等振替制度移行に係る システム対応について



受益証券発行信託の受益権の株式等振替制度 移行に係る株式等振替システム改修項目

1. 権利行使に係る証明書発行時の残高ロック機能について

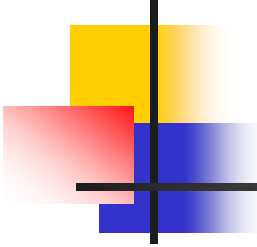
現行の受益証券発行信託受益証券保管振替決済制度(兼業制度)は、券面ベースの制度であるため、受益証券発行信託の受益権に係る権利行使の際、証明書発行の事務処理は不要であった

➡ 株式等振替制度への移行に伴い、当該権利行使に係る証明書の発行が必要になることから、受益証券発行信託の受益権についても、新株予約権付社債の機能を基に、当該権利行使に係る証明書発行時の残高ロック機能を付与する

2. 発行者による情報提供請求機能について

株式等振替システムでは、既に情報提供請求機能を保持しているが、受益証券発行信託の受益権については、法律上及び規則上の根拠規定がないため、これまでは当該機能を備えていなかった

➡ 株式等振替制度への移行に伴い、情報提供請求について規定されることから、受益証券発行信託の受益権についても、当該機能を利用可能にする



システム改修及びシステムテストのスケジュール概要

平成21年12月～平成22年3月 システム改修

平成22年2月12日 制度参加者への接続仕様書送付

平成22年2月22日 利用者テスト実施要領公表

平成22年5月中旬 利用者テストの実施

受益証券発行信託受益権の株式等振替制度対応に関する説明会

発行日 平成22年3月

編集・発行 株式会社証券保管振替機構
〒103-0025
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号(第二証券会館)

(お問い合わせ先)

株式業務部 JDR担当

・電話番号 : 03-3661-0190

・e-mail : denshika-gyomu@jasdec.com

・ホームページアドレス : <http://www.jasdec.com/>